

（仮称）相模原市環境影響評価条例 （案）の骨子に対する 意見と市の考え方

< 意見募集期間 >

平成26年3月17日（月）～平成26年4月16日（水）

< 意見提出者数 >

4人

< 意見件数 >

20件

（意見内訳）

総則に関する事	6件
事後調査に関する事	1件
相模原市環境影響評価審査会に関する事	3件
雑則に関する事	1件
別表3に関する事	1件
その他（条例（案）全般に関する事）	8件

総則（6件）

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
1	事業者が環境影響評価、事後調査を実施するという制度の再考を求める。	1	<p>本条例は、事業者が自らの責任において、事業計画を作成する段階で環境影響についての調査、予測、評価を行い、その結果を事業計画や環境保全対策に反映するとともに、工事中及び供用開始後も事後調査を行うこととし、事業全体の過程において、環境配慮が行われることを目指すものです。</p> <p>なお、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例においても同様となっております。</p>
2	環境影響評価条例では、「調和の保全」しか目的にできないのか。事業の中止勧告ができる制度とすべき。	1	<p>本条例は、事業実施の可否を決めるものではなく、事業計画をより環境に配慮したものとするため、事業者が自らの責任において調査、予測、評価等を行う手続を定めています。そのため、本条例において事業の可否を判断する考えはありません。</p>
3	目的規定の修正：「生活環境の維持向上、自然環境の保全を最優先し、産業経済の発展も考慮して」のかたちに。	1	<p>本条例は、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について環境影響の評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの意見を出し合い、事業計画をより環境に配慮したものとするを目的としており、手続を行うことによって産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全と調和を図っていくものでございます。</p>
4	市の責務：事業者が勧告に応じた保全措置を実施しない場合は、事業の差し止め、見直しを求める。また、事業の全行程で監視をする責務を明記すべき。	1	<p>本条例は、事業実施の可否を決めるものではなく、事業計画をより環境に配慮したものとするための手続を定めています。そのため、事業者が正当な理由なく市長の勧告に従わない場合は、その旨を公表することとしておりますが、事業の中止や見直しを求める考えはありません。</p> <p>また、事業の監視につきましては、手続において、評価書の記載に基づく事後調査の実施を規定しており、事業の実施による環境影響の結果を明らかにすることとしております。</p> <p>なお、市長は必要に応じ、実地調査を行うことができるよう規定しております。</p>

5	事業者の責務：市の勧告を保全できない場合は事業を中止するべき。また、市民への説明責任を負うべき。	1	<p>本条例は、事業実施の可否を決めるものではなく、事業計画をより環境に配慮したものとするための手続を定めています。そのため、事業者が正当な理由なく市長の勧告に従わない場合は、その旨を公表することとしておりますが、事業の中止や見直しを求める考えはありません。</p> <p>次に、事業者の市民への説明責任につきましては、方法書及び準備書において説明会を実施するよう規定するとともに、市民等から提出された意見書に対する事業者見解を作成することも規定しております。</p>
6	市民の責務：環境に関して市民は被害者の立場であり、なぜ市民は協力しなければならないのか。	1	<p>事業者の事業計画について、本条例の手続を経ることによって、より環境に配慮した計画とすることを目的としています。そのためには、市民から有益な環境情報の提供や環境の保全の見地からの意見を提出していただくことが本条例を適切かつ円滑に運用する上では重要であるため、市民の責務として規定しているものです。</p>
7	市民の責務は「市民の権利」とし、市長への事業の差し止め、見直しの請求ができるものとするべき。(市民の請求権保障)	1	<p>事業者の事業計画について、本条例の手続を経ることによって、より環境に配慮した計画とすることを目的としています。そのためには、市民から有益な環境情報の提供や環境の保全の見地からの意見を提出していただくことが本条例を適切かつ円滑に運用する上では重要であるため、市民の責務として規定しているものです。</p> <p>また、事業の差し止め、見直しにつきましては、本条例は、事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測、評価等を行う環境影響評価の手続を定めたもので、事業中止や見直しの判断は事業者自らが判断すべきものであり、本条例において事業の可否を判断する考えはありません。</p>

事後調査（1件）

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
8	「事後調査の実施」の手続を設けることに賛成。	1	<p>本条例では、環境影響評価の実施において、予測の不確実性の程度が大きいとした評価項目については、事業着手後に環境保全上の問題が生じていないかどうかを把握し、問題があった場合に</p>

			は必要な措置を実施することが重要であるため、工事中及び工事完了後の事後調査の手続を設けたものでございます。
--	--	--	---

相模原市環境影響評価審査会（3件）

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
9	審査会：委員について、市内の環境団体から選出するべき。	2	環境影響評価における評価項目については、専門的な内容が多く、また、市民と事業者の意見・見解を適正に判断する必要があることから、科学的かつ専門的知見及び公平かつ中立な立場による審査体制の構築が必要なため、専門的知識を有する学識経験者等で構成すべきものと考えております。 なお、市民や団体等につきましては、各手続において市長へ意見を提出する機会を設けるとともに、準備書の手続においては、市民の意見を聴く場として公聴会を設けるなど、意見を伝える機会を設けております。
10	審査会：委員に事業が行われる地域の住民を入れるべき。		
11	審査会への関係者の出席：事業者の説明・資料が不十分な場合は、必要な説明や資料を求め、事業者はそれに応じる義務を負うべき。	1	本条例では、審査会において必要があると認めるときは、事業者その他関係者の出席等を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるよう規定しております。

雑則（1件）

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
12	事業の差し止め、見直し：勧告・公表をしても環境保全措置が不十分な場合は、市は事業の差し止めを通知し、見直しをさせる権限を有するべき。	1	本条例は、事業実施の可否を決めるものではなく、事業計画をより環境に配慮したものとするための手続を定めています。事業者が正当な理由なく市長の勧告に従わない場合は、その旨を公表することとしておりますが、事業の中止や見直しを求める考えはありません。 また、事業の監視につきましては、手続において、評価書の記載に基づく事後調査の実施を規定しており、事業の実施による環境影響の結果を明らかにすることとしております。 なお、市長は必要に応じ、実地調査を行うことができるよう規定しております。

別表3(1件)

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
13	評価項目に「埋蔵古代遺跡」を追加すべき。	1	埋蔵文化財につきましては、評価項目の「文化財」において評価すべき内容と考えております。

その他(条例(案)全般に関すること)(8件)

通番	条例(案)の骨子に対する意見(要旨)	件数	市の考え方
14	交流拠点都市としてのポテンシャルが高まるとは。また、その根拠は。	1	さがみ縦貫道路の開通やインターチェンジの設置、リニア中央新幹線の整備計画などの交通インフラの整備が進むことにより、首都圏南西部の広域交流拠点として、産業、経済、教育、文化など、都市機能が高まるものと考えております。
15	今後、どのような公共事業や開発事業が行われる予定なのか。	1	本条例は、本市域で実施される事業に対し、生活環境や自然環境への影響をできる限り回避・低減するため、事業の実施前に環境影響評価を実施することを求めるものです。 なお、現時点では、本条例の対象となる具体的な公共事業や開発事業の計画は把握しておりません。
16	地域特性とは何か。	1	本市は、大きく分けて都市化された地域と自然豊かな水源地域があります。また、それぞれの地域の中にも、住居系や工業系地域、自然保護地域などもあります。こうした多様な地域があることが、本市の地域特性と考えております。
17	地球温暖化防止策に一言も触れていない。	1	本条例では、15の評価項目を別表3に規定しており、その中に「温室効果ガス」があります。 なお、温室効果ガスは地球温暖化の原因と考えられており、その排出量の総量削減が求められていることから、評価項目に選定したものです。
18	この条例案は企業に対するお願いのレベルのものであり、市の環境と市民を守ることはできない。必ず人と環境を守ることができる環境保護基本条例を先に制定すべき。	1	本条例は、相模原市環境基本条例の趣旨にのっとり、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について、あらかじめ事業者自らが環境影響の評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれの意見を出し合い、事業計画をより環境に配慮したものとするにより、産業・経済の発展と生活環境及び自然環境との調和を図ることを目指すものです。 本条例に違反があると認められた場合には、市

			<p>長は事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することとしており、さらに、正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができるように規定しております。</p>
19	<p>市民生活の生存権保障と実効性をもった条例にすべき。</p>	1	<p>本条例は、産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としております。</p> <p>条例の実効性につきましては、評価書の公告が行われるまでは事業を実施しないよう規定するとともに、各許認可権者に対しては、許可等の審査に当たっては、法令等に違反しない限りにおいて配慮するよう要請できることとしています。</p> <p>また、本条例に違反があると認められた場合には、市長は事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することとしており、さらに、正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨を公表することができるように規定しております。</p>
20	<p>環境影響評価条例の制定にかかるコスト(814万円)の内訳を教えてください。</p>	1	<p>平成26年度の当初予算の内訳は以下のとおりです。</p> <p>環境影響評価審査会の委員報酬等に要する費用：1,933千円</p> <p>技術指針の策定に要する費用：6,000千円</p> <p>パンフレットの印刷等に要する費用：210千円</p>